

# 働けなくなったら 毎月のお給料のように 給付金が受け取れる 就業不能保障保険



TOKIO MARINE  
NICHIDO

2021年1月  
新発売

## あんしん就業不能保障保険

就業不能保障保険(無解約返戻金型) [無配当]

5疾病・障害・介護保障プラン

5疾病保障プラン

障害・介護保障プラン



あんしん  
セエメエ

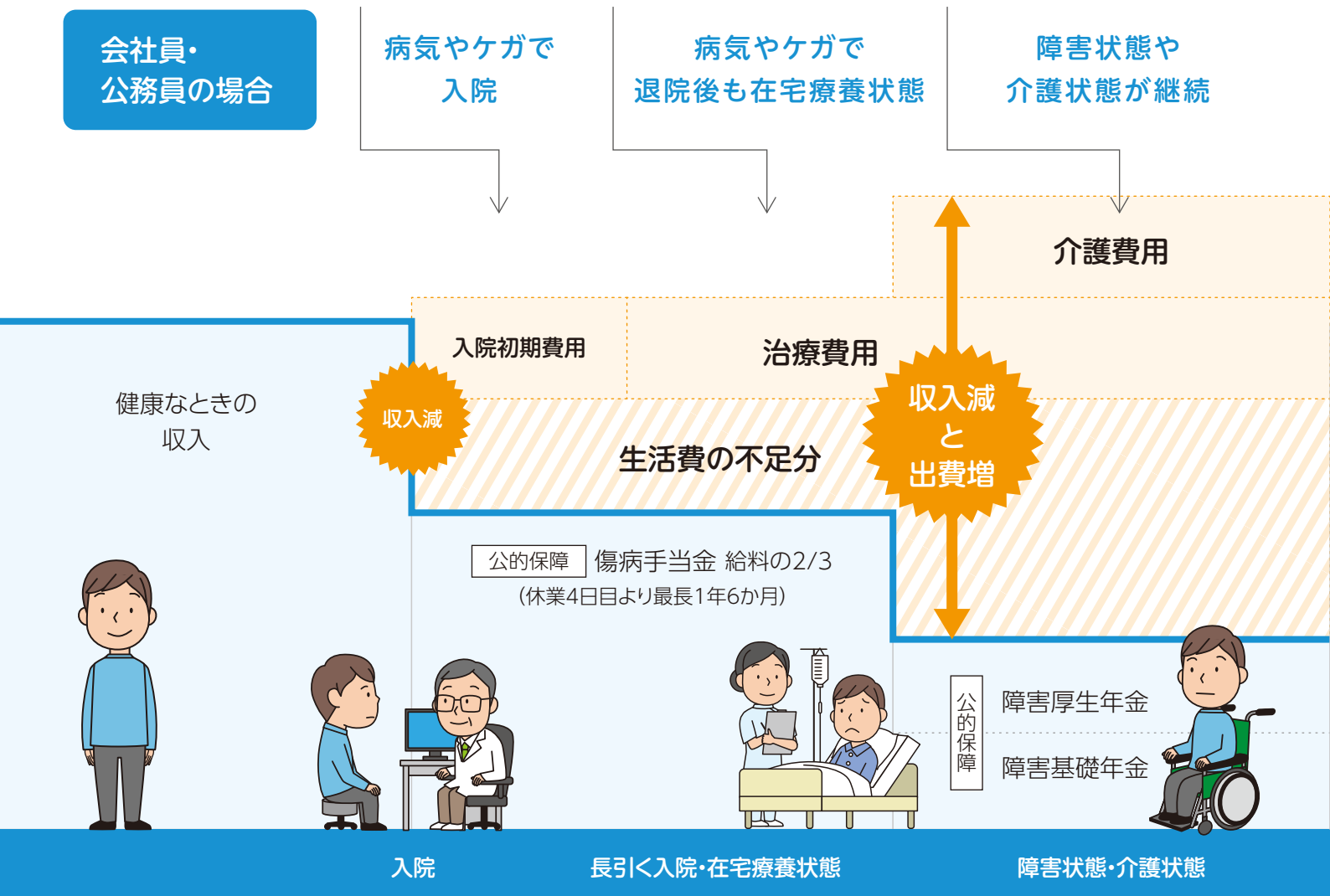
東京海上日動あんしん生命

あんしんセエメエの詳細は

あんしん生命

検索

# 働けなくなるとき、あなたの



働けなくなり、収入が減ったとしても、  
生活を維持するための**生活費はかかります。**

単身世帯の  
月々の生活費平均  
約**18万円**<sup>※1</sup>



家賃・ローン



食費



水道・光熱費



通信料



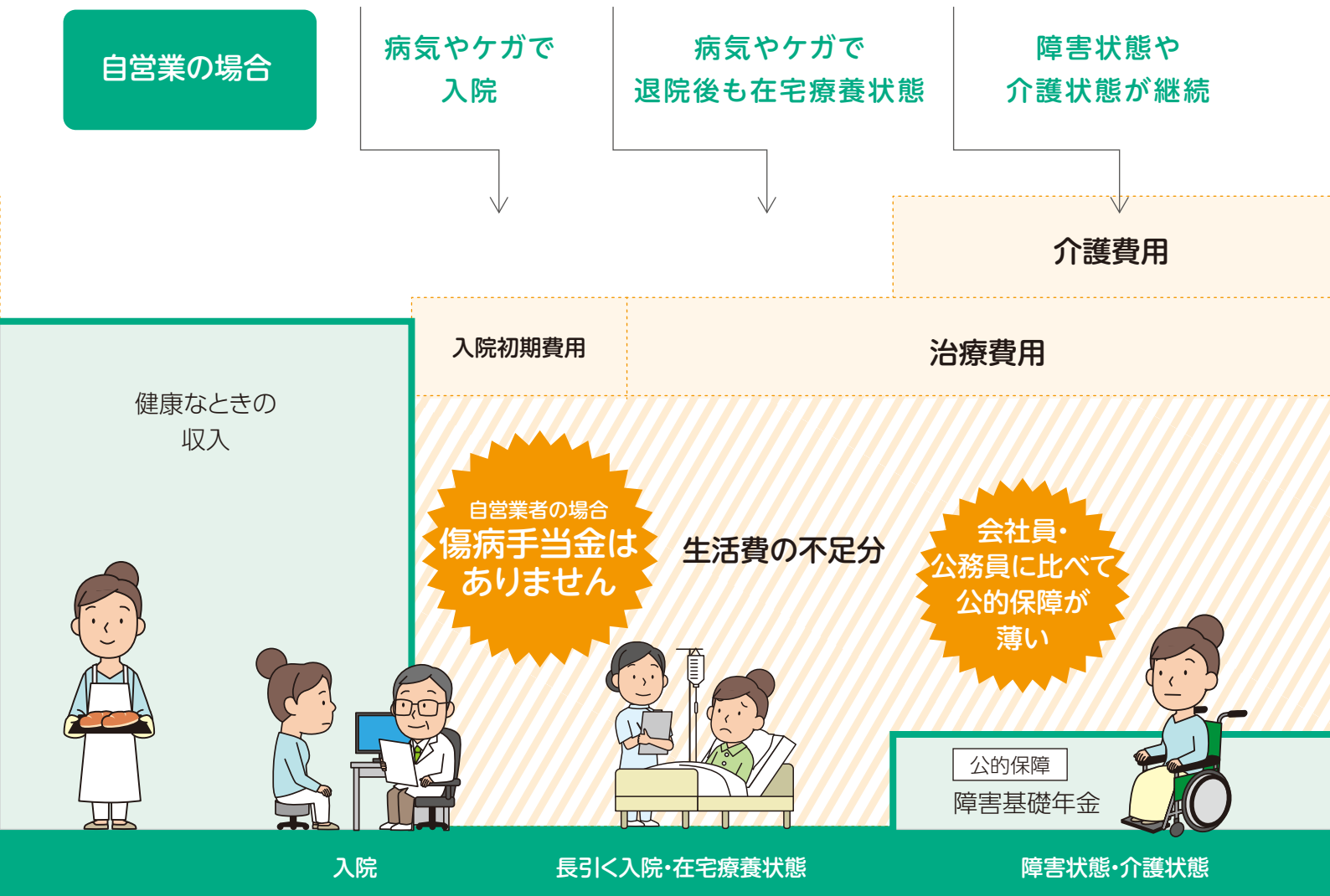
日用品や医薬品 など

2人以上の世帯の場合、上記に加え教育費等がかかり、月々の生活費平均は約32万円<sup>※2</sup>となります。

※1 出典:総務省「2019年 家計調査年報(家計収支編)」総世帯のうち勤労者世帯の消費支出  
※2 出典:総務省「2019年 家計調査年報(家計収支編)」二人以上の世帯のうち勤労者世帯の消費支出

## 公的保障はありますが、それだけでは

# 生活はどうなるでしょうか？



[注]これらの図は、働けなくなったときの概要を表したイメージです。

公的保障の詳細につきましては日本年金機構のホームページや所轄の年金事務所、またはご加入の健康保険窓口等にご確認ください。

これらの心配事がある方に、「あんしん就業不能保障保険」はおすすめです。

働けなくなったとき、  
**治療費や生活費を  
まかなえるかが心配…**

治療費等の金銭的な負担を  
**家族にかけたくない…**



入院や死亡の保険は  
加入しているが、  
**働けなくなったときの  
保障**に加入していない…

働けなくなった後、仕事に復帰しても  
**お給料が減ってしまう  
可能性がある…**

## 必ずしも十分ではない場合もあります。

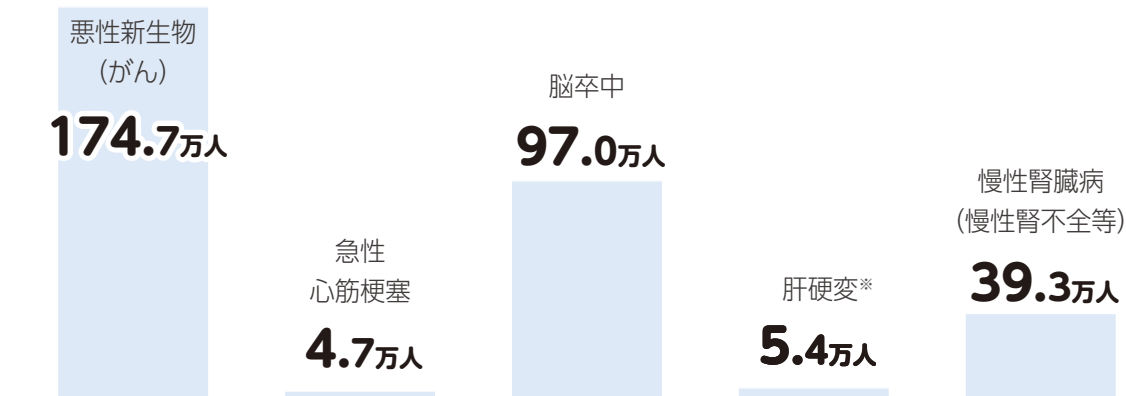
# 働けなくなる原因にはどのようなものがあるのでしょうか？

働けなくなる原因として**5疾病**があります。

5疾病による患者数は、**約321.1万人**にも！



## 5疾病とそれぞれの患者数



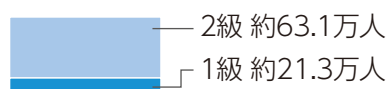
※ アルコール性のものを除く

出典:厚生労働省「平成29年患者調査」より、「5疾病」に該当する主な疾病を当社で抽出したデータ(20歳以上)

病気やケガによる**障害**も心配です。

重篤な障害状態になった場合、**将来、介護が必要**になるかもしれません。

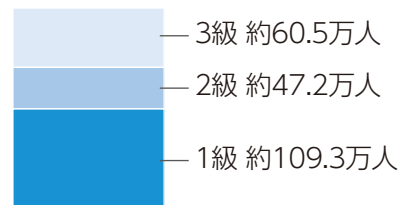
## 障害基礎年金1級・2級 受給者数



受給者数は、  
1級・2級合計で  
**約84.4万人!**

出典:厚生労働省「平成30年度 厚生年金保険・国民年金事業年報」  
(20歳前障害による受給者を除く)

## 身体障害者手帳1～3級 所持者数



所持者数は、  
1級～3級合計で  
**約217.0万人!**

出典:厚生労働省「平成28年 生活のしづらさなどに関する調査」  
身体障害者手帳所持者数 はじめて取得した年齢・性・障害等級別より  
当社で抽出したデータ(20歳以上)

## コラム

悪性新生物(がん)の患者数は、**約174.7万人**います。

一方で、年金制度基礎調査によると、**新生物(がん等)を理由とした障害年金受給者数は約1.4万人**となっています。障害年金に認定される障害状態に至らなくとも、がんで入院・在宅療養が長期化し、働けなくなったときへの備えが重要です。

## 悪性新生物(がん)患者数

174.7万人

## 新生物(がん等)を理由とした障害年金受給者数

1.4万人

出典:厚生労働省「平成26年 年金制度基礎調査」(障害年金受給者実態調査)  
『制度別・障害等級別・傷病名別受給者数』の1級・2級を当社で抽出したデータ

# あなたの生活にはどのような影響があるのでしょうか？

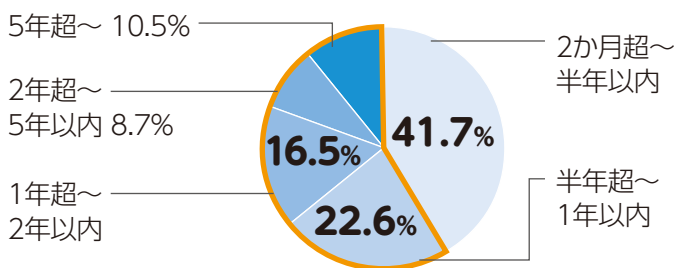
働けなくなった場合、**休職期間が長期化**することがあります。

2か月休職した場合、復職に半年以上かかる人が**約6割も!**

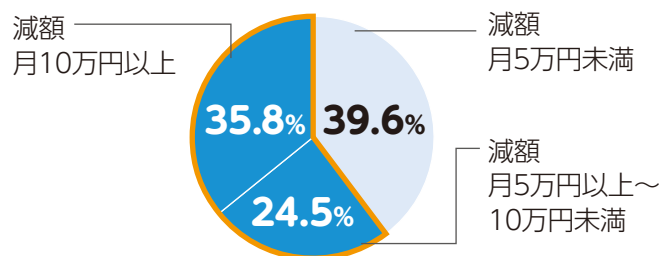
復職しても、**収入が元に戻らない**ことがあります。

月の収入が5万円以上減額した人が**6割以上!**

2か月超休職者の休職期間



復職して、収入が元に戻らなかった人の減った収入額



**ご家族の生活**に影響が生じることもあります。

就業不能経験者の生活変化についての声

- 食費や光熱費を節約するようになった。
- 旅行や外食を減らすようになった。
- 子どもの習い事や進学をあきらめた。
- 家族に仕事を始めてもらったり、働く時間を増やしてもらった。
- 住居や車を売却した。



[注] 数字は端数処理の関係上、合計が100%になっておりません。  
[就業不能に関する調査] 当社調べ(2020年8月)

## 働けなくなったとき、あんしんな備えとは？

5疾病も障害・介護も保障する

**あんしん就業不能保障保険～5疾病・障害・介護保障プラン～**がおすすめです。

5疾病による入院をしたとき



入院給付金をお支払いします。

5疾病による**入院・在宅療養状態が60日を超えて継続**したとき  
または  
病気やケガで**所定の障害状態・介護が必要な状態**となったとき



お給料のように毎月給付金をお支払いします。  
また、将来の保険料のお払込みが不要となります。

オプション

初めて**悪性新生物と診断確定**されたとき  
または  
心疾患または脳血管疾患により、**所定の手術または継続20日以上**の入院治療を受けたとき

将来の保険料のお払込みが免除となります。

選べる3つのプランについて詳しくは [5～6ページ](#) お受取りイメージについて詳しくは [7～8ページ](#)



# 「あんしん就業不能保障保険」は、 お客様の必要な保障に合わせて

保障内容

就業不能保障※1

幅広い保障を  
ご希望の方に

5疾病・障害・介護  
保障プラン

保険契約の型:Ⅲ型

5疾病による  
入院・在宅療養

病気やケガによる  
障害・介護

5疾病の  
リスクに  
備えたい方に

5疾病  
保障プラン

保険契約の型:Ⅱ型

5疾病による  
入院・在宅療養

病気やケガによる  
障害・介護

障害・介護に  
備えたい方に

障害・介護  
保障プラン

保険契約の型:I型

5疾病による  
入院・在宅療養

病気やケガによる  
障害・介護

※1 プランに応じた就業不能保険金のお支払事由に該当したとき、将来の保険料のお払込みが不要となります。

※2 保険期間終了までの期間が短い状態でお支払事由に該当した場合でも、ご指定いただいた最低支払保証期間中は、給付金を

## あんしん就業不能保障保険の3つのポイント

ポイント  
1

就業不能保険金の支払対象となった場合、  
**定期的なご申告をいただくことなく、  
継続的に給付金をお受け取りいただけます。**

- 当社所定の様式による医師の診断書をご提出いただくだけで、勤務先からの休業証明や収入証明などのご提出は不要です。
- 所定の状態から回復した場合でも、給付金支払期間中は給付金をお受け取りいただけます。



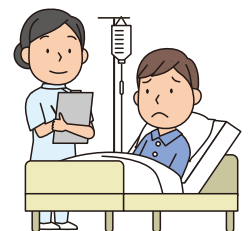
# プランをお選びいただけます。

給付金支払期間		最低支払保証期間※2	保険料払込免除
保険期間満了日まで	5年	5年 2年	<p>オプション</p> <p><b>特定疾病保険料払込免除特則</b></p> <p>以下の①または②に該当したとき、将来の保険料のお払込みは不要です。</p> <p>① 初めて悪性新生物と診断確定されたとき</p> <p>② 心疾患または脳血管疾患により、所定の手術または継続20日以上入院治療を受けたとき</p>
5年	2年		
2年	2年		
保険期間満了日まで	5年	5年 2年	
5年	2年		
2年	2年		
保険期間満了日まで	5年	5年 2年	
	2年		

お支払いします。詳しくは [19ページ](#)

**ポイント 2** 所定の状態になったら、将来の保険料は不要です。

詳しくは [21ページ](#) 「保険料払込みの免除について」をご確認ください。



**ポイント 3** **喫煙状況** **健康状態** 等が基準を満たした場合、保険料が割安になります。

詳しくは [12ページ](#) 「適用する保険料率について」をご確認ください。



保障内容やお受取例、お支払事由については7～10ページ、ご注意事項については21～22ページを必ずご確認ください

# 働けなくなったとき、 毎月のお給料のように就業不能

ご契約例

<プラン共通> ●ご契約年齢:30歳(男性) ●保険期間:65歳まで ●保険料払込期間:65歳まで ●給付金支払期間:保険期間満了日まで  
●最低支払保証期間:2年 ●基準給付金月額:10万円 ●非喫煙者優良体保険料率適用 ●特定疾病保険料払込免除特別 付加  
月払保険料(口座振替扱) <5疾病・障害・介護保障プラン(保険契約の型:Ⅲ型)>5,570円 <5疾病保障プラン(保険

(計算基準日:2021年1月5日)

5疾病・障害・介護保障プラン	5疾病による入院・在宅療養状態	1 5疾病初期入院給付金 月額10万円×2 20万円	入院・在宅療養状態 60日超
	ご契約 30歳	40歳(ご契約から10年1か月)	就業不能保険金のお支払事由に
オプション	特定疾病保険料払込免除特別		
障害・介護保障プラン	病気やケガによる障害・介護が必要な状態	交通事故でケガ	障害・介護が必要な状態
	ご契約 30歳	40歳(ご契約から10年1か月)	就業不能保険金のお支払事由
オプション	特定疾病保険料払込免除特別		

## 1 5疾病による入院時の出費に

5疾病・障害・介護保障プラン

5疾病保障プラン

5疾病初期入院給付金

5疾病の治療のため所定の入院をしたとき、基準給付金月額の2か月分をお受け取りいただけます。

(支払限度回数:保険期間を通じて1回)

オプション 特定疾病保険料払込免除特別

以下いずれかに該当したとき  
将来の**保険料のお払込みは不要**です。

- ①初めて悪性新生物と診断確定されたとき
- ②心疾患または脳血管疾患により、所定の手術または継続20日以上入院治療を受けたとき

## 2 働けなくなったとき、あなたとご家族の生活

就業不能保険金

プランにより以下のお支払事由に該当したとき、就業不能保険金(基準給付金月額)を給付

5疾病・障害・介護保障プラン	保障5疾病プラン	5疾病による所定の入院・在宅療養状態 ●5疾病による所定の入院・在宅療養状態が60日を超えて継続し
	障害・介護保障プラン	所定の障害状態 ●国民年金法の障害等級1級または2級と認定されたとき※2 ●身体障害者福祉法の障害級別1級から3級の身体障害者手帳 ●特定生活障害状態に該当したとき
		介護が必要な所定の状態 ●公的介護保険制度の要介護2以上と認定されたとき ●要介護状態が180日を超えて継続したと診断されたとき

※1 就業不能保険金のお支払事由に複数該当しても、就業不能保険金は重複してお支払いしません。  
※2 精神の障害を原因として障害等級2級に該当した場合を除きます。



悪性新生物について保障の開始まで90日の不担保期間(保障されない期間)があります。



# 保険金をお受け取りいただけます!

契約の型:II型>4,140円 <障害・介護保障プラン(保険契約の型:I型)>2,040円

## 2 就業不能保険金

**3,000万円** 月額10万円×300回【25年(40~65歳)】



ご契約例の総受取額は

① + ②  
**3,020万円**

65歳

保険期間満了まで

該当で以降の保険料のお払込み不要

所定の状態から回復した場合でも、給付金支払期間中は給付金をお受け取りいただけます。

「最低支払保証期間」があるので安心です。詳しくは [19ページ](#)

## 2 就業不能保険金

**3,000万円** 月額10万円×300回【25年(40~65歳)】



ご契約例の総受取額は

②  
**3,000万円**

65歳

保険期間満了まで

に該当で以降の保険料のお払込み不要

「最低支払保証期間」があるので安心です。詳しくは [19ページ](#)

## をサポート

金支払期間満了日まで毎月お受け取りいただけます※1

たと診断されたとき

の交付があったとき

下線部詳しくは [9~10ページ](#)

## 就業不能保険金の受取方法を選べます!

毎月の給付金にかえて、就業不能保険金の全額または一部の一時受取を選択することができます。

上記ご契約例で、40歳(ご契約から10年1か月)のときに就業不能保険金のお支払事由に該当した場合

<b>毎月受取</b> の場合 毎月給付金を受け取る方法	<b>3,000万円</b> 月額10万円×300回【25年】
<b>一時受取</b> の場合 一時金として受け取る方法	<b>約2,460万円</b>
<b>一部一時受取</b> の場合 一部を一時金として受け取り、残りを毎月受け取る方法	<b>約2,730万円</b> 月額5万円×300回【25年】 一時金 約1,230万円

詳しくは [21ページ](#)

ご注意事項(21~22ページ)を必ずご確認ください

# 就業不能保険金のお支払対象となる5疾病とそれぞれの

## 5疾病による所定の入院・在宅療養状態とは

### 5疾病とは？

悪性新生物

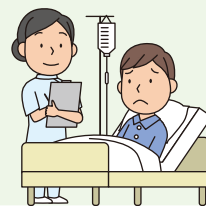
急性心筋梗塞

脳卒中

肝硬変

慢性腎不全

をいいます。



## 所定の障害状態とは

下記の(1)～(3)のいずれかに該当したとき

- (1) 国民年金法に定める障害等級1級または2級に該当していると認定されたとき<sup>(※)</sup>
- (2) 身体障害者福祉法に定める障害級別1級から3級までに該当し、身体障害者手帳の交付があったとき
- (3) 特定生活障害状態に該当したとき

(※)精神の障害を原因として障害等級2級に該当した場合を除きます。



### 国民年金法に定める障害等級1級または2級とは？

たとえば以下のような状態と認定されることをいいます。

1級	他人の介助を受けなければほとんど日常生活を送ることができない状態
2級	必ずしも他人の助けが必要ではないが、日常生活が困難で労働することができない状態

出典：(公財)生命保険文化センター「ねんきんガイド」(2020年8月改訂版)

## 介護が必要な所定の状態とは

下記の(1)または(2)に該当したとき

- (1) 公的介護保険制度の要介護2以上と認定されたとき
- (2) 要介護状態が180日を超えて続したと診断されたとき



### 公的介護保険制度の

以下のような状態が認定の目安になります。

要介護2 (軽度の介護)	食事や排泄に何らかの介助が必要。立ち上がりや片足での立位保持、
要介護3 (中等度の介護)	食事や排泄に一部介助が必要。立ち上がりや片足での立位保持入浴や衣服の着脱などに全面的
要介護4 (重度の介護)	食事に一部介助が必要。排泄、入浴、衣服の着脱などに立ち上がりや両足での立位保持
要介護5 (最重度の介護)	食事や排泄がひとりではできない歩行や両足での立位保持は意思の伝達がほとんどできない

出典：(公財)生命保険文化センター

# 状態について

## 5疾病による所定の入院・在宅療養状態とは？

次の①～③のいずれかの状態をいいます。

ただし、死亡した後や5疾病が治癒した後は、入院・在宅療養状態とはいいません。

- ① 5疾病の治療を目的として、所定の入院をしている状態
- ② 医師の指示により業務に従事することなく、自宅等において療養し、5疾病の治療に専念している状態
- ③ 5疾病を直接の原因とする所定の高度障害状態

[注] 保険金のお支払いは、5疾病による所定の入院・在宅療養状態の60日超の継続が必要です。

## 身体障害者福祉法に定める 障害級別1級から3級とは？

病気やケガなどにより、家庭内での日常生活活動が著しく制限される状態と認定されることをいいます。

(例) 体幹の機能障害の場合

1級	座っていることができない
2級	座っている姿勢を保つことが困難
3級	歩行が困難

出典:厚生労働省「身体障害者障害程度 等級表」をもとに当社で作成

## 特定生活障害状態とは？

次の①～③のいずれかに該当し、回復の見込みがない所定の状態をいいます。

- ① 国民年金法の障害等級1級または2級に相当する身体機能の障害
- ② 国民年金法の障害等級1級に相当する精神の障害
- ③ 心臓移植、永続的な人工透析療法を受けた等の所定の病状

〈例〉両眼の視力の和が0.08以下などの眼の障害

・両耳の聴力レベルが90デシベル以上などの聴覚の障害

・しゃく・嚥下の機能を欠く障害 ・音声または言語機能の著しい障害

・上肢または下肢の機能に著しい障害を有するなどの肢体の障害

## 要介護2以上とは？

歩行などに何らかの支えが必要。

などがひとりでできない。  
な介助が必要。

全面的な介助が必要。  
がひとりでほとんどできない。

など、日常生活を遂行する能力は著しく低下し、  
ほとんどできない。  
場合が多い。

「介護保障ガイド」をもとに当社で作成(2020年6月改訂版)

## 要介護状態とは？

次の①または②いずれかの状態をいいます。

ただし、死亡した後や他人による介護を必要としなくなった後は  
要介護状態とはいいません。

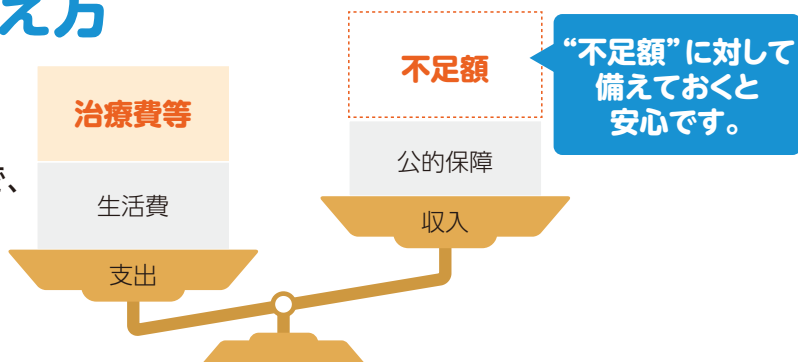
- ① 常時寝たきり状態で、下記ア.に該当し、かつ、下記イ.～オ.のうち、2項目以上に該当して他人による介護を必要とする状態  
ア.ベッド周辺の歩行が自分ではできない  
イ.衣服の着脱が自分ではできない  
ウ.入浴が自分ではできない エ.食物の摂取が自分ではできない  
オ.大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない
- ② 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において  
見当識障害があり、かつ、他人による介護を必要とする状態

要介護状態は、約款に定める保険会社独自の認定基準によるものであり、  
公的介護保険制度で定める要介護状態とは異なります。

# 受取金額と保険期間の考え方

## 働けなくなると…

今までの生活費に治療費等が上乗せされるので、“公的保障”だけでは不足額が生じることがあります。



### 毎月の受取金額

働けなくなったとき**毎月必要となる金額を設定**することができます。



**公的保障** 傷病手当金…会社員の場合、傷病手当金でお給料の2/3の金額を最長1年6か月受け取ることができます。  
障害年金…認定を受けた等級により、受取金額が異なります。障害年金の1・2級に該当した場合の金額は下表をご参照ください。

### ●平均生活費(月額)

(単位:万円)

	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯
月々の生活費	18.1	29.2	31.7	34.6

出典:総務省「2019年 家計調査年報(家計収支編)」総世帯のうち勤労者世帯の消費支出

### ●障害年金受給額(月額)

障害年金の受給対象に認定された場合の受取金額の目安は以下のとおりです。

(単位:万円)

		会社員・公務員等世帯(障害基礎年金+障害厚生年金)			
平均標準報酬月額		配偶者なし	配偶者のみ	配偶者と子1人	配偶者と子2人
障害等級1級	20万円	12.5	14.4	16.3	18.2
	25万円	13.7	15.5	17.4	19.3
	30万円	14.8	16.6	18.5	20.4
	35万円	15.9	17.8	19.6	21.5
	40万円	17.0	18.9	20.7	22.6
	45万円	18.1	20.0	21.9	23.7
障害等級2級	20万円	10.0	11.9	13.8	15.6
	25万円	10.9	12.8	14.7	16.5
	30万円	11.8	13.7	15.6	17.4
	35万円	12.7	14.6	16.4	18.3
	40万円	13.6	15.5	17.3	19.2
	45万円	14.5	16.4	18.2	20.1
	50万円	15.4	17.2	19.1	21.0

(単位:万円)

		自営業者等世帯(障害基礎年金)			
		配偶者なし	配偶者のみ	配偶者と子1人	配偶者と子2人
障害等級1級		8.1	8.1	10.0	11.8
障害等級2級		6.5	6.5	8.3	10.2

出典:セールス手帖社保険FPS研究所調べ(2020年9月)

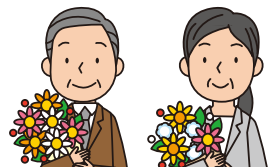
[注]2020年(令和2年)4月時点の公的年金制度にもとづいて作成しています。

公的保障の詳細につきましては、日本年金機構のホームページや所轄の年金事務所、またはご加入の健康保険窓口等にご確認ください。

### 保険期間

設定する期間は**1歳(年)刻みで設定**することができます。

(例)



ご自身が退職するまでの期間



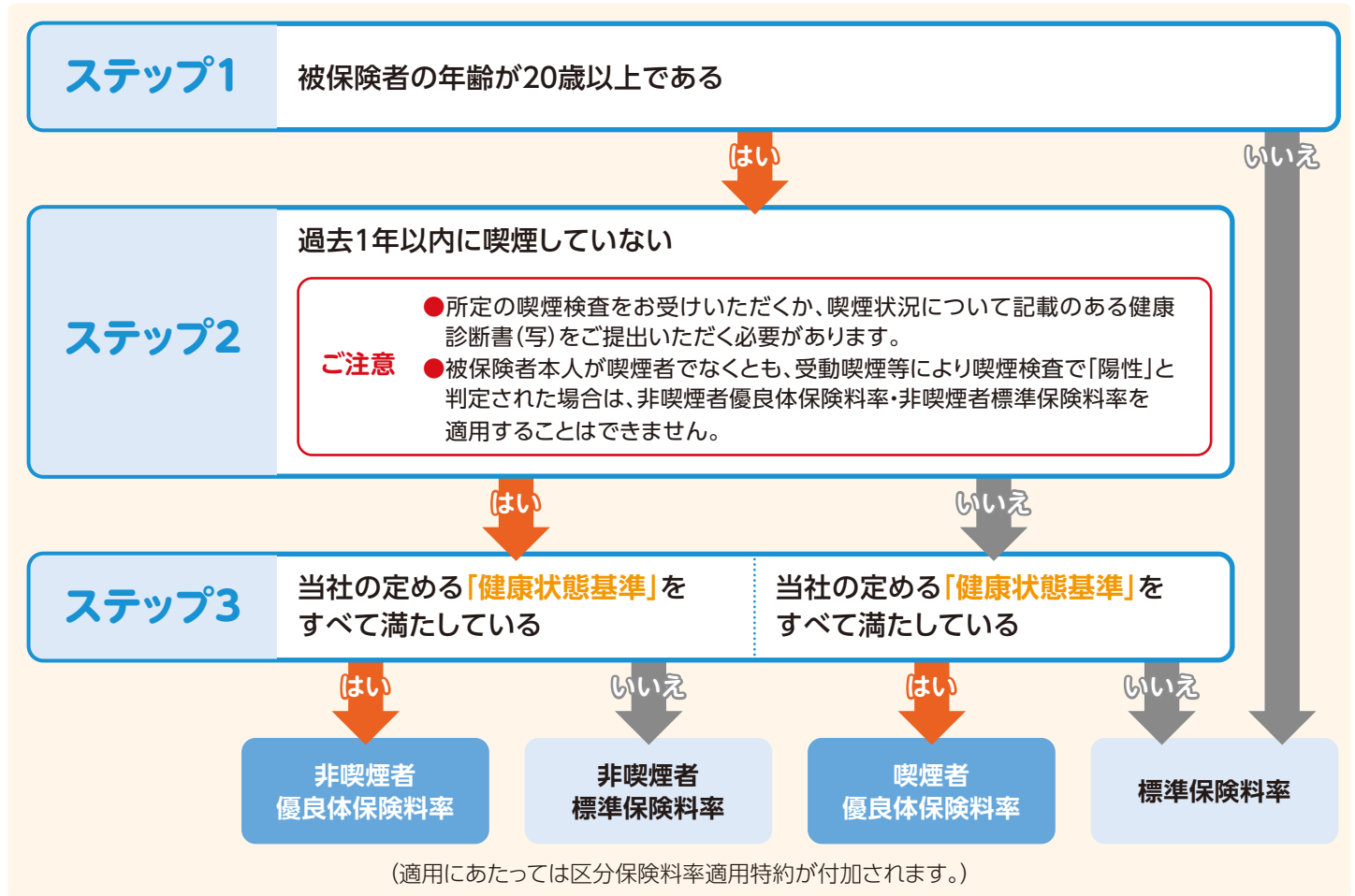
ローンが終わるまでの期間



子どもが学校を卒業するまでの期間

# 適用する保険料率について

被保険者の喫煙状況や健康状態等が当社の定める基準を満たす場合、標準保険料率よりも**割安な保険料**でお申し込みいただけます。



## 健康状態基準 非喫煙者優良体保険料率、喫煙者優良体保険料率を適用するためには、健康診断書(写)をご提出いただく必要があります。

**基準①** **体格(BMI):18以上27以下であること**

BMI(ボディ・マス・インデックス)=体重(kg)÷{身長(m)}<sup>2</sup>

健康診断書にBMIの記載がない場合は、健康診断書に記載の身長・体重をもとにBMIを計算します。この場合のBMIの基準は、小数点第3位以下を切り捨て、18.00以上27.00以下とします。

**基準②** **血圧値:下記の範囲内であること**

最大(収縮期)血圧値が139mmHg以下  
かつ  
最小(拡張期)血圧値が89mmHg以下

## <月払保険料例> 下記ご契約例のご契約条件は同一とし、適用保険料率を変えた場合の保険料を比較すると、以下のとおりです。

ご契約例 (30歳・男性)	●5疾病・障害・介護保障プラン	●保険期間:65歳まで	●保険料払込期間:65歳まで
	●給付金支払期間:保険期間満了日まで	●最低支払保証期間:2年	●基準給付金月額:10万円
	●特定疾病保険料払込免除特約 付加	●月払・口座振替扱	
非喫煙者優良体保険料率	非喫煙者標準保険料率	喫煙者優良体保険料率	標準保険料率
5,570円	5,820円	6,380円	6,640円

**ご注意**

- ご契約にあたって健康診断書(写)をご提出いただいた場合、当社はその内容を加味して引受判断を行います。傷病歴・健康状態等によっては、上記基準による保険料率を適用できない場合や、ご契約のお引受けができない場合があります。
- 「優良体」とは、この特約における当社の呼称であり、「優良体」の基準に該当されない方の健康状態が優良でないということではありません。



# 月払保険料表(口座振替扱) (単位:円) 男性

(計算基準日:2021年1月5日)

## 5疾病・障害・介護保障プラン(保険契約の型:Ⅲ型)

5疾病初期入院	5疾病による入院・在宅療養状態	所定の障害・介護が必要な状態	5疾病初期
○	○	○	○

非喫煙者優良体保険料率	特定疾病保険料払込免除特則付加												
	あり						なし						
	保険期間満了日まで		5年		2年	保険期間満了日まで		5年		2年	保険期間満了日まで		
給付金 支払期間 最低支払 保証期間	5年	2年	5年	2年	2年	5年	2年	5年	2年	2年	5年	2年	
ご契約年齢	25歳	4,570	4,390	2,210	1,970	ご契約いた だけません	4,310	4,150	2,080	1,850	ご契約いた だけません	3,280	3,190
	30歳	5,830	5,570	2,910	2,560	ご契約いた だけません	5,460	5,210	2,710	2,380	ご契約いた だけません	4,280	4,140
	35歳	7,230	6,800	3,930	3,440	1,950	6,720	6,320	3,630	3,180	1,800	5,500	5,260
	40歳	9,170	8,500	5,540	4,870	2,740	8,440	7,830	5,060	4,450	2,490	7,180	6,770
	45歳	10,520	9,730	7,330	6,340	3,640	9,640	8,910	6,660	5,760	3,290	8,350	7,910
	50歳	11,840	10,810	9,690	8,290	4,930	10,810	9,850	8,770	7,490	4,430	9,640	8,980
	55歳*	18,940	17,500	15,180	12,750	7,380	16,970	15,670	13,460	11,320	6,510	15,360	14,630
60歳*	18,300	15,300	17,730	14,150	8,850	16,490	13,780	15,850	12,640	7,860	15,310	13,410	

非喫煙者標準保険料率	特定疾病保険料払込免除特則付加												
	あり						なし						
	保険期間満了日まで		5年		2年	保険期間満了日まで		5年		2年	保険期間満了日まで		
給付金 支払期間 最低支払 保証期間	5年	2年	5年	2年	2年	5年	2年	5年	2年	2年	5年	2年	
ご契約年齢	25歳	4,930	4,750	2,360	2,120	ご契約いた だけません	4,670	4,500	2,230	2,000	ご契約いた だけません	3,710	3,620
	30歳	6,110	5,820	3,040	2,670	ご契約いた だけません	5,740	5,480	2,850	2,500	ご契約いた だけません	4,630	4,480
	35歳	7,580	7,140	4,130	3,610	2,040	7,070	6,670	3,830	3,360	1,890	5,950	5,690
	40歳	9,360	8,670	5,660	4,980	2,810	8,660	8,030	5,200	4,580	2,570	7,620	7,180
	45歳	10,840	10,030	7,590	6,550	3,780	9,970	9,230	6,920	5,980	3,440	9,040	8,560
	50歳	12,220	11,170	10,280	8,570	5,100	11,190	10,210	9,330	7,780	4,610	10,430	9,720
	55歳*	19,880	18,440	15,760	13,340	7,700	17,820	16,520	14,010	11,870	6,820	16,980	16,210
60歳*	19,120	16,120	18,630	14,900	9,290	17,250	14,540	16,680	13,350	8,270	16,780	14,640	

喫煙者優良体保険料率	特定疾病保険料払込免除特則付加												
	あり						なし						
	保険期間満了日まで		5年		2年	保険期間満了日まで		5年		2年	保険期間満了日まで		
給付金 支払期間 最低支払 保証期間	5年	2年	5年	2年	2年	5年	2年	5年	2年	2年	5年	2年	
ご契約年齢	25歳	5,470	5,140	2,780	2,540	ご契約いた だけません	5,140	4,840	2,590	2,370	ご契約いた だけません	3,840	3,690
	30歳	6,790	6,380	3,650	3,250	ご契約いた だけません	6,320	5,950	3,380	3,000	ご契約いた だけません	4,790	4,590
	35歳	8,500	7,920	4,960	4,350	2,450	7,840	7,310	4,540	3,990	2,240	6,260	5,950
	40歳	10,630	9,740	6,800	5,910	3,390	9,690	8,890	6,150	5,350	3,050	7,990	7,480
	45歳	12,350	11,200	9,070	7,730	4,490	11,170	10,140	8,130	6,930	4,010	9,520	8,820
	50歳	13,900	12,250	12,100	9,970	6,020	12,490	11,010	10,770	8,880	5,330	10,920	9,860
	55歳*	23,030	20,690	18,790	15,780	9,240	20,080	18,060	16,230	13,650	7,950	18,210	16,880
60歳*	22,430	18,180	21,900	17,700	11,170	19,750	16,030	19,150	15,470	9,710	18,660	15,150	

標準保険料率	特定疾病保険料払込免除特則付加												
	あり						なし						
	保険期間満了日まで		5年		2年	保険期間満了日まで		5年		2年	保険期間満了日まで		
給付金 支払期間 最低支払 保証期間	5年	2年	5年	2年	2年	5年	2年	5年	2年	2年	5年	2年	
ご契約年齢	25歳	6,260	5,890	3,030	2,760	ご契約いた だけません	5,860	5,520	2,820	2,570	ご契約いた だけません	4,540	4,350
	30歳	7,060	6,640	3,790	3,370	ご契約いた だけません	6,560	6,170	3,500	3,110	ご契約いた だけません	5,230	5,010
	35歳	8,870	8,260	5,170	4,550	2,560	8,150	7,590	4,710	4,150	2,320	6,720	6,390
	40歳	11,100	10,160	7,110	6,170	3,540	10,060	9,210	6,390	5,560	3,170	8,660	8,110
	45歳	12,870	11,670	9,460	8,050	4,690	11,530	10,470	8,410	7,160	4,160	10,320	9,560
	50歳	14,510	12,790	12,630	10,400	6,290	12,900	11,390	11,140	9,180	5,530	11,840	10,680
	55歳*	24,430	22,020	19,760	16,680	9,730	20,940	18,880	16,800	14,200	8,240	20,070	18,640
60歳*	23,930	19,430	23,430	18,820	11,840	20,720	16,840	20,160	16,190	10,140	20,240	16,720	

「給付金支払期間」と「最低支払保証期間」の組合せは以下の取扱いとなります。

5疾病保障プラン(保険契約の型:II型)

入院	5疾病による入院・在宅療養状態	所定の障害・介護が必要な状態
	○	-

障害・介護保障プラン(保険契約の型:I型)

5疾病 初期入院	5疾病による入院・ 在宅療養状態	所定の障害・ 介護が必要な状態
-	-	○

特定疾病保険料払込免除特則付加								
あり			なし					
5年			保険期間満了日まで		5年		2年	
5年	2年	2年	5年	2年	5年	2年	5年	2年
1,720	1,540	ご契約いただけません	3,080	3,000	1,610	1,440	ご契約いただけません	
2,300	2,030		3,990	3,850	2,130	1,880		
3,190	2,800	1,500	5,080	4,860	2,930	2,570	1,380	
4,590	4,020	2,170	6,560	6,180	4,150	3,630	1,970	
6,120	5,260	2,880	7,570	7,170	5,490	4,730	2,590	
8,390	6,990	3,960	8,700	8,080	7,470	6,230	3,530	
12,670	10,830	5,850	13,600	12,910	11,070	9,470	5,120	
15,210	12,180	7,050	13,630	11,910	13,380	10,720	6,210	

特定疾病保険料払込免除特則付加				
給付金 支払期間 最低支払 保証期間	あり		なし	
	保険期間満了日まで		保険期間満了日まで	
	5年	2年	5年	2年
25歳	2,110	1,820	1,980	1,720
30歳	2,370	2,040	2,230	1,920
35歳	2,660	2,270	2,470	2,120
40歳	2,850	2,430	2,640	2,270
45歳	3,410	2,870	3,140	2,660
50歳	3,740	3,080	3,450	2,850
55歳*	7,570	6,010	6,750	5,380
60歳*	7,990	6,410	7,110	5,700

特定疾病保険料払込免除特則付加								
あり			なし					
5年			保険期間満了日まで		5年		2年	
5年	2年	2年	5年	2年	5年	2年	5年	2年
1,940	1,740	ご契約いただけません	3,510	3,420	1,820	1,640	ご契約いただけません	
2,490	2,200		4,340	4,210	2,320	2,060		
3,460	3,020	1,610	5,540	5,300	3,200	2,800	1,490	
4,870	4,260	2,310	7,020	6,610	4,450	3,890	2,110	
6,620	5,700	3,120	8,260	7,820	6,000	5,160	2,830	
9,090	7,570	4,300	9,480	8,820	8,180	6,810	3,860	
13,850	11,860	6,430	15,100	14,380	12,180	10,440	5,650	
16,680	13,390	7,790	15,010	13,070	14,780	11,870	6,900	

特定疾病保険料払込免除特則付加				
給付金 支払期間 最低支払 保証期間	あり		なし	
	保険期間満了日まで		保険期間満了日まで	
	5年	2年	5年	2年
25歳	2,370	2,040	2,220	1,910
30歳	3,020	2,540	2,790	2,350
35歳	3,210	2,760	2,960	2,520
40歳	3,720	3,110	3,400	2,850
45歳	4,430	3,660	4,020	3,330
50歳	4,580	3,720	4,150	3,390
55歳*	9,950	7,700	8,620	6,730
60歳*	10,330	8,180	8,950	7,100

特定疾病保険料払込免除特則付加								
あり			なし					
5年			保険期間満了日まで		5年		2年	
5年	2年	2年	5年	2年	5年	2年	5年	2年
2,160	1,960	ご契約いただけません	3,610	3,480	2,020	1,830	ご契約いただけません	
2,840	2,520		4,470	4,280	2,630	2,330		
3,950	3,490	1,920	5,780	5,500	3,610	3,190	1,750	
5,490	4,790	2,630	7,290	6,830	4,960	4,330	2,370	
7,390	6,330	3,570	8,610	7,970	6,610	5,660	3,190	
9,970	8,250	4,830	9,800	8,850	8,850	7,330	4,270	
15,450	13,170	7,380	15,840	14,680	13,300	11,350	6,340	
18,560	14,880	8,940	16,370	13,310	16,150	12,950	7,760	

特定疾病保険料払込免除特則付加				
給付金 支払期間 最低支払 保証期間	あり		なし	
	保険期間満了日まで		保険期間満了日まで	
	5年	2年	5年	2年
25歳	2,890	2,460	2,660	2,280
30歳	3,010	2,570	2,760	2,360
35歳	3,190	2,730	2,900	2,490
40歳	3,820	3,260	3,440	2,930
45歳	4,630	3,870	4,120	3,450
50歳	5,170	4,220	4,570	3,740
55歳*	11,190	8,750	9,360	7,370
60歳*	11,540	9,150	9,690	7,690

特定疾病保険料払込免除特則付加								
あり			なし					
5年			保険期間満了日まで		5年		2年	
5年	2年	2年	5年	2年	5年	2年	5年	2年
2,420	2,190	ご契約いただけません	4,260	4,080	2,260	2,040	ご契約いただけません	
3,080	2,730		4,870	4,660	2,850	2,520		
4,240	3,750	2,060	6,180	5,880	3,860	3,420	1,870	
5,950	5,190	2,860	7,850	7,360	5,350	4,670	2,570	
8,010	6,860	3,860	9,250	8,570	7,110	6,100	3,420	
10,790	8,930	5,240	10,520	9,490	9,500	7,870	4,600	
16,910	14,430	8,090	17,160	15,930	14,320	12,230	6,840	
20,140	16,390	9,860	17,470	14,450	17,270	14,050	8,430	

特定疾病保険料払込免除特則付加				
給付金 支払期間 最低支払 保証期間	あり		なし	
	保険期間満了日まで		保険期間満了日まで	
	5年	2年	5年	2年
25歳	2,960	2,540	2,700	2,330
30歳	3,100	2,670	2,810	2,430
35歳	3,290	2,840	2,990	2,560
40歳	3,900	3,330	3,470	2,960
45歳	4,760	4,020	4,160	3,520
50歳	5,430	4,470	4,700	3,880
55歳*	12,640	9,940	10,210	8,090
60歳*	13,020	10,340	10,580	8,410

# 月払保険料表(口座振替扱) (単位:円) 女性

(計算基準日:2021年1月5日)

## 5疾病・障害・介護保障プラン(保険契約の型:Ⅲ型)

5疾病初期入院	5疾病による入院・在宅療養状態	所定の障害・介護が必要な状態	5疾病初期
○	○	○	○

非喫煙者優良体保険料率	特定疾病保険料払込免除特則付加												
	あり						なし						
	保険期間満了日まで		5年		2年	保険期間満了日まで		5年		2年	保険期間満了日まで		
給付金支払期間 最低支払保証期間	5年	2年	5年	2年	2年	5年	2年	5年	2年	2年	5年	2年	
ご契約年齢	25歳	5,250	5,130	2,280	2,090	ご契約いただけません	4,900	4,790	2,110	1,940	ご契約いただけません	4,260	4,200
	30歳	6,170	6,050	2,840	2,580	ご契約いただけません	5,720	5,600	2,610	2,370	ご契約いただけません	5,070	5,010
	35歳	7,180	7,000	3,630	3,300	1,720	6,630	6,460	3,320	3,020	1,580	6,110	5,970
	40歳	8,060	7,780	4,580	4,200	2,180	7,430	7,170	4,180	3,830	1,990	7,040	6,790
	45歳	8,780	8,460	5,840	5,240	2,790	8,100	7,790	5,330	4,790	2,540	7,900	7,600
	50歳	8,750	8,270	7,210	5,920	3,430	8,120	7,660	6,610	5,450	3,140	8,060	7,630
	55歳*	11,750	10,840	9,830	8,140	4,550	10,900	10,050	9,010	7,480	4,170	9,660	9,020
60歳*	11,210	9,030	10,860	8,830	5,250	10,480	8,450	10,090	8,180	4,870	9,220	7,550	

非喫煙者標準保険料率	特定疾病保険料払込免除特則付加												
	あり						なし						
	保険期間満了日まで		5年		2年	保険期間満了日まで		5年		2年	保険期間満了日まで		
給付金支払期間 最低支払保証期間	5年	2年	5年	2年	2年	5年	2年	5年	2年	2年	5年	2年	
ご契約年齢	25歳	5,960	5,820	2,570	2,350	ご契約いただけません	5,570	5,430	2,380	2,180	ご契約いただけません	4,810	4,750
	30歳	6,790	6,660	3,120	2,830	ご契約いただけません	6,300	6,180	2,880	2,610	ご契約いただけません	5,480	5,410
	35歳	7,930	7,720	4,000	3,640	1,900	7,330	7,130	3,660	3,340	1,740	6,620	6,470
	40歳	8,870	8,560	5,030	4,620	2,410	8,190	7,900	4,600	4,230	2,200	7,620	7,350
	45歳	9,900	9,540	6,580	5,890	3,140	9,140	8,810	6,020	5,390	2,870	8,550	8,230
	50歳	10,020	9,480	8,260	6,820	3,930	9,310	8,800	7,590	6,280	3,610	8,730	8,260
	55歳*	13,260	12,250	11,050	9,020	5,140	12,320	11,380	10,160	8,310	4,720	10,610	9,880
60歳*	12,360	10,100	12,020	9,910	5,910	11,610	9,490	11,210	9,220	5,490	9,910	8,120	

喫煙者優良体保険料率	特定疾病保険料払込免除特則付加												
	あり						なし						
	保険期間満了日まで		5年		2年	保険期間満了日まで		5年		2年	保険期間満了日まで		
給付金支払期間 最低支払保証期間	5年	2年	5年	2年	2年	5年	2年	5年	2年	2年	5年	2年	
ご契約年齢	25歳	6,440	6,240	3,000	2,810	ご契約いただけません	5,920	5,740	2,730	2,560	ご契約いただけません	4,970	4,860
	30歳	7,280	7,060	3,600	3,350	ご契約いただけません	6,640	6,440	3,250	3,020	ご契約いただけません	5,670	5,540
	35歳	8,570	8,250	4,510	4,140	2,250	7,760	7,480	4,050	3,720	2,020	6,880	6,700
	40歳	9,560	9,130	5,560	5,050	2,720	8,650	8,260	4,980	4,530	2,430	7,940	7,680
	45歳	10,680	10,080	7,150	6,310	3,470	9,690	9,150	6,420	5,670	3,110	8,900	8,500
	50歳	10,800	9,860	8,850	7,170	4,260	9,900	9,040	8,030	6,530	3,860	9,030	8,370
	55歳*	14,270	12,760	11,800	9,480	5,570	13,090	11,710	10,720	8,630	5,040	11,070	10,130
60歳*	13,360	10,470	13,000	10,360	6,360	12,440	9,760	12,030	9,580	5,860	10,480	8,440	

標準保険料率	特定疾病保険料払込免除特則付加												
	あり						なし						
	保険期間満了日まで		5年		2年	保険期間満了日まで		5年		2年	保険期間満了日まで		
給付金支払期間 最低支払保証期間	5年	2年	5年	2年	2年	5年	2年	5年	2年	2年	5年	2年	
ご契約年齢	25歳	7,510	7,290	3,330	3,140	ご契約いただけません	6,890	6,690	3,030	2,860	ご契約いただけません	6,200	6,100
	30歳	8,350	8,200	3,860	3,600	ご契約いただけません	7,590	7,460	3,490	3,250	ご契約いただけません	7,210	7,070
	35歳	9,700	9,490	4,860	4,470	2,440	8,770	8,580	4,360	4,010	2,190	8,430	8,230
	40歳	10,590	10,270	6,010	5,460	2,940	9,560	9,270	5,390	4,900	2,630	9,330	9,050
	45歳	11,590	10,690	7,760	6,860	3,770	10,520	9,710	6,980	6,180	3,390	9,650	9,220
	50歳	11,770	10,740	9,630	7,860	4,630	10,820	9,880	8,780	7,180	4,210	9,780	9,060
	55歳*	15,360	13,790	12,650	10,230	5,970	14,130	12,700	11,540	9,360	5,440	12,070	11,050
60歳*	14,270	11,180	13,940	11,070	6,810	13,370	10,490	12,980	10,300	6,320	11,330	9,130	

「給付金支払期間」と「最低支払保証期間」の組合せは以下の取扱いとなります。

5疾病保障プラン(保険契約の型:II型)

入院	5疾病による入院・在宅療養状態	所定の障害・介護が必要な状態
	○	—

障害・介護保障プラン(保険契約の型:I型)

5疾病 初期入院	5疾病による入院・ 在宅療養状態	所定の障害・ 介護が必要な状態
—	—	○

特定疾病保険料払込免除特則付加								
あり			なし					
5年			保険期間満了日まで		5年		2年	
5年	2年	2年	5年	2年	5年	2年	5年	2年
1,950	1,790	ご契約いただけません	3,960	3,900	1,790	1,650	ご契約いただけません	
2,440	2,210		4,680	4,620	2,230	2,030		
3,160	2,910	1,480	5,600	5,480	2,870	2,650	1,350	
4,050	3,720	1,900	6,440	6,220	3,660	3,370	1,720	
5,280	4,750	2,480	7,220	6,940	4,760	4,280	2,250	
6,690	5,240	3,140	7,370	6,960	6,030	4,760	2,840	
8,210	6,720	3,750	8,840	8,240	7,400	6,080	3,390	
9,120	7,230	4,240	8,490	6,960	8,310	6,600	3,870	

特定疾病保険料払込免除特則付加				
給付金 支払期間 最低支払 保証期間	あり		なし	
	保険期間満了日まで		保険期間満了日まで	
	5年	2年	5年	2年
25歳	1,940	1,740	1,790	1,620
30歳	2,200	1,970	2,020	1,810
35歳	2,380	2,130	2,180	1,950
40歳	2,530	2,220	2,300	2,030
45歳	2,690	2,310	2,460	2,120
50歳	3,190	2,660	2,960	2,460
55歳*	6,600	5,230	6,040	4,810
60歳*	7,080	5,480	6,500	5,030

特定疾病保険料払込免除特則付加								
あり			なし					
5年			保険期間満了日まで		5年		2年	
5年	2年	2年	5年	2年	5年	2年	5年	2年
2,180	2,000	ご契約いただけません	4,480	4,420	2,020	1,850	ご契約いただけません	
2,630	2,390		5,080	5,010	2,410	2,200		
3,430	3,150	1,600	6,110	5,960	3,130	2,880	1,470	
4,380	4,030	2,060	7,010	6,770	3,990	3,670	1,880	
5,710	5,140	2,670	7,870	7,570	5,200	4,680	2,430	
7,240	5,750	3,390	8,070	7,620	6,600	5,280	3,090	
8,920	7,360	4,100	9,800	9,110	8,140	6,730	3,740	
9,810	7,850	4,620	9,240	7,570	9,070	7,260	4,270	

特定疾病保険料払込免除特則付加				
給付金 支払期間 最低支払 保証期間	あり		なし	
	保険期間満了日まで		保険期間満了日まで	
	5年	2年	5年	2年
25歳	2,070	1,860	1,900	1,700
30歳	2,330	2,090	2,120	1,900
35歳	2,560	2,280	2,300	2,070
40歳	2,790	2,430	2,500	2,190
45歳	3,040	2,600	2,750	2,350
50歳	3,410	2,840	3,130	2,610
55歳*	7,030	5,580	6,370	5,080
60歳*	7,520	5,950	6,870	5,430

特定疾病保険料払込免除特則付加								
あり			なし					
5年			保険期間満了日まで		5年		2年	
5年	2年	2年	5年	2年	5年	2年	5年	2年
2,390	2,290	ご契約いただけません	4,570	4,470	2,180	2,090	ご契約いただけません	
2,900	2,730		5,170	5,050	2,620	2,460		
3,770	3,510	1,830	6,240	6,070	3,380	3,150	1,640	
4,750	4,380	2,250	7,170	6,940	4,250	3,920	2,010	
6,120	5,530	2,910	8,070	7,700	5,480	4,950	2,610	
7,600	6,100	3,610	8,250	7,650	6,870	5,530	3,260	
9,450	7,850	4,400	10,120	9,260	8,530	7,100	3,970	
10,380	8,340	4,960	9,710	7,830	9,540	7,670	4,560	

特定疾病保険料払込免除特則付加				
給付金 支払期間 最低支払 保証期間	あり		なし	
	保険期間満了日まで		保険期間満了日まで	
	5年	2年	5年	2年
25歳	2,360	2,120	2,130	1,910
30歳	2,710	2,420	2,410	2,160
35歳	3,220	2,840	2,830	2,500
40歳	3,360	2,910	2,940	2,550
45歳	3,760	3,180	3,310	2,810
50歳	4,140	3,420	3,720	3,090
55歳*	8,110	6,620	7,230	5,930
60歳*	9,180	6,840	8,230	6,170

特定疾病保険料払込免除特則付加								
あり			なし					
5年			保険期間満了日まで		5年		2年	
5年	2年	2年	5年	2年	5年	2年	5年	2年
2,690	2,570	ご契約いただけません	5,680	5,590	2,450	2,340	ご契約いただけません	
3,150	2,950		6,550	6,420	2,850	2,670		
4,070	3,810	1,990	7,600	7,440	3,650	3,420	1,780	
5,150	4,750	2,450	8,410	8,170	4,610	4,260	2,200	
6,640	5,990	3,160	8,760	8,370	5,970	5,390	2,840	
8,230	6,570	3,920	8,980	8,320	7,490	6,000	3,560	
10,220	8,560	4,790	11,090	10,160	9,300	7,800	4,350	
11,230	9,030	5,390	10,590	8,540	10,430	8,380	4,990	

特定疾病保険料払込免除特則付加				
給付金 支払期間 最低支払 保証期間	あり		なし	
	保険期間満了日まで		保険期間満了日まで	
	5年	2年	5年	2年
25歳	2,580	2,310	2,290	2,060
30歳	2,980	2,660	2,610	2,330
35歳	3,540	3,120	3,050	2,700
40歳	3,730	3,230	3,200	2,780
45歳	4,180	3,530	3,610	3,060
50歳	4,650	3,830	4,130	3,410
55歳*	8,780	7,680	7,730	6,780
60歳*	10,200	8,130	9,050	7,220



# さまざまなサービスで、お客様をサポート

## 病気に関する疑問や不安の解消をサポート

▶このサービスは、この保険にご加入の被保険者様が無料でご利用いただけます。



### Medical Note for 東京海上グループ

Webサービス

提供：株式会社メディカルノート

<例えば>



がんと診断され、  
主治医から複数の治療方法について  
説明を受けたが、決められない。  
セカンドオピニオンを聞きたい…

#### セカンドオピニオン予約サービス

▶各分野で専門的な医療を提供している  
病院から選んで予約※1ができます。

他にも

#### オンライン医療相談サービス

気になる症状をWebで手軽に医師・看護  
師に相談できます。



かかりつけの医師から  
大きな手術が必要だと言われた。  
専門医で受診したいけど、  
どうしたらいいのだろう…

#### 医師・病院受診予約サービス

▶各領域の専門医や専門的な医療を提供  
している病院から選んで受診の予約※1  
ができます。

#### 病気・症状辞典サービス

症状ごとの受診の目安等、専門医監修  
の信頼できる医療情報や病気・治療解  
説等を調べられます。

サービスのご利用は  
専用ホームページから

[https://www7.tmn-anshin.co.jp/  
service/](https://www7.tmn-anshin.co.jp/service/)

スマホは  
こちらから!



ご利用には初期登録(証券番号等)が必要となります。また、ご利用にあたっては、専用ホームページの注意事項をご確認ください。

※1 予約の際は紹介状が必要となります。予約可能な病院等は専用ホームページをご確認ください。予約可能な病院等がお近くにない場合でも、ご希望の医師の受診可否をお知らせできる場合があります。なお、予約可能な病院等は順次拡大予定です。

## 電話サービス

## 下記サービスは、この保険のご契約者様(法人除く)

## 病気に関する疑問や不安の解消をサポート

### メディカルアシスト(各種医療サービス)

提供：東京海上日動メディカルサービス株式会社

0120-363-992

例えばこんなときに…



日常のおからだの悩みから「もしも」のときの  
緊急対応まで、サポート!

- 急に激しい頭痛。どうしたらいいの…
- もらった薬の副作用が知りたい。

緊急医療相談 / 一般の健康相談

- 旅行先で急病!最寄りの病院を知りたい!!

医療機関案内

- 出張先で倒れ入院。自宅近くの病院に転院したい…

転院・患者移送手配※5

- 抗がん剤治療を受ける予定。精神的にも体力的にも不安…

がん専用相談窓口

- 持病の腰痛が気になる。良い治療法はないかな…

予約制専門医相談

24時間  
365日対応

事前にご予約  
ください

※5 転院・移送の実費についてはお客様のご負担となります。



# します。

## 職場復帰に向けた疑問や不安の解消をサポート

▶このサービスは、この保険の保険金支払事由に該当された場合に、ご加入の被保険者様とご家族が無料でご利用いただけます。

電話サービス

### 職場復帰支援サービス

コールセンター  
0120-567-771

提供：東京海上日動メディカルサービス株式会社・株式会社日本マンパワー

【受付時間】平日9:00～20:00(土曜・日曜・祝日、年末年始を除く)

病気や介護による休職から職場復帰に向けて、**お客様の様々なご不安やお悩みをお伺いし、キャリアコンサルタントや臨床心理士によるアドバイス**をご提供します。

#### キャリアコンサルタント<sup>※2</sup>による支援

キャリアコンサルタントが、スマートフォンやタブレット、対面<sup>※3</sup>等による1対1での個別コンサルティングを通じて、職場復帰に向けたお気持ちの整理のサポートやスキルアップ等のアドバイスを行います。

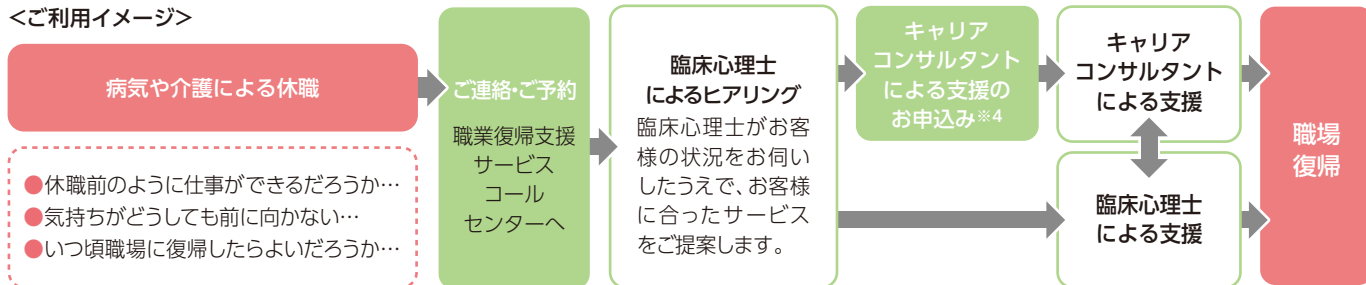
※2 2016年に創設された国家資格です。

※3 対面による個別コンサルティングは、東京と大阪のみで提供します。

#### 臨床心理士による支援

臨床心理士が、お客様の心身の状態や会社の制度・規定等をお伺いしたうえで、職場復帰に向けた具体的なアドバイスを行います。また、職場復帰後のお悩みについてもサポートを行います。

#### <ご利用イメージ>



※4 専用ホームページでお客様にお手続きいただけます。専用ホームページへのアクセス方法等の詳細につきましては、職場復帰支援サービスコールセンターにてご案内します。

## ・被保険者様およびそのご家族は無料<sup>※5</sup>でご利用いただけます。

### 早期発見をサポート

#### 人間ドック・脳ドック・がんPET検診優待サービス

0120-633-877

提供：株式会社ウェルネス医療情報センター

【受付時間】平日9:30～17:30(土曜・日曜・祝日、8/12～8/16、12/29～1/5は休業となります。)

内容・場所・料金等、お客様のご希望に合った施設の検索と予約ができます。

通常料金より約5%～20%程度割引となる優待料金<sup>※6</sup>

※6 医療機関・検査内容によっては、割引が適用されない場合もあります。

最寄りの医療機関の検索はこちら



#### がんお悩み訪問相談サービス

0120-363-992

提供：東京海上日動メディカルサービス株式会社

【予約受付】24時間 365日対応

がんと診断された場合に、専門の相談員に直接相談ができます。

#### 介護アシスト

0120-428-834

提供：東京海上日動ベターライフサービス株式会社

【受付時間】平日9:00～17:00(土曜・日曜・祝日、年末年始を除く)

お電話にて、ご高齢者の生活支援や介護の相談ができます。また、優待条件での各種サービスもご利用いただけます。

# Q&A

お客様からよくいただくご質問です。お申込みの前にご確認ください。  
詳細は「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

## Q

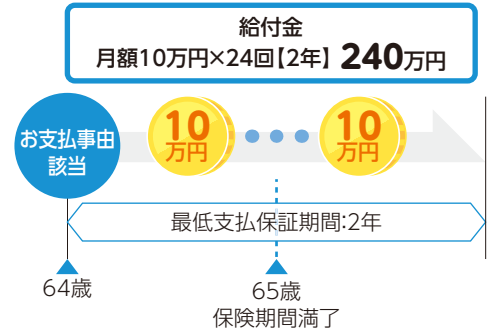
### 最低支払保証期間について教えてください。

例えば、基準給付金月額10万円・保険期間満了が65歳・最低支払保証期間2年のご契約の場合で、64歳で支払事由に該当した場合、支払われる保険金はいくらになりますか？

## A

240万円(月額10万円×24回【2年】)になります。  
保険金のお支払事由に該当した日から保険期間満了日までの期間が「最低支払保証期間」に満たない場合は、「最低支払保証期間」を通じて毎月給付金をお支払いします。  
ただし、最低支払保証期間中にお亡くなりになった場合は、残りの給付金の現価を一括してお支払いします。

<最低支払保証期間:2年の例>



## Q

### 保険料は生命保険料控除の対象となりますか？

## A

介護医療保険料控除の対象となります。  
他の生命保険料と合算し、1年間の正味払込保険料※の一定額がその年の所得税と住民税の対象となる所得から控除されます。  
詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

※ 1年間の払込保険料から契約者配当金等を差し引いたものをいいます。  
(注) 2020年10月現在の税制にもとづくもので、今後税務の取扱いが変わる場合があります。

## Q

### あんしん就業不能保障保険の保険金・給付金の税法上の取扱いはどのようになりますか？

## A

就業不能保険金、5疾病初期入院給付金は、受取人が以下のいずれかに該当する場合、全額非課税扱いとなります。

被保険者	被保険者の配偶者 もしくは直系血族	被保険者と生計を一にする その他の親族
------	----------------------	------------------------

(注) 2020年10月現在の税制にもとづくもので、今後税務の取扱いが変わる場合があります。

## Q

### 専業主婦(主夫)や資産生活者も、契約できますか？

## A

専業主婦(主夫)や資産生活者の方もお申し込みいただけます。  
「就業不能」とは、就業しているかどうかではなく、被保険者の病状に照らして医学的見地からの診断をもとに判定します。

## Q

### 障害年金制度と身体障害者手帳制度の違いは何ですか？

## A

制度の概要は以下のとおりです。それぞれの受給・交付要件や障害等級なども異なります。

障害年金制度	身体障害者手帳制度
<ul style="list-style-type: none"><li>● 国民年金法等に定める公的年金制度の一つです。</li><li>● 一定の保険料納付要件を満たし、障害年金の受給要件を満たしている方が現金給付を受けられます。</li><li>● 会社員(厚生年金)や自営業(国民年金)など、加入している年金制度によって、給付内容等が異なります。</li><li>● 障害の程度や家族構成等に応じて、支給されます。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 身体障害者福祉法に定められている障害に該当すると認められる場合に、身体障害者手帳が交付されます。</li><li>● 手帳を提示することにより、医療費の助成や交通機関での運賃が割引になる等の各種福祉サービスを受けることができます。</li><li>● サービスの内容は、地域・障害の程度によって異なります。</li></ul>

出典:厚生労働省ホームページ等をもとに当社で作成

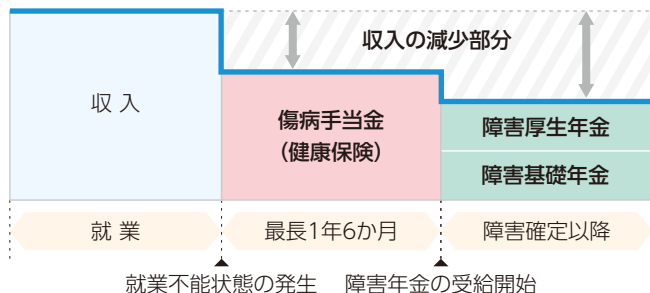


## 働けなくなったときなどに受けられる公的保障(傷病手当金、障害年金)について教えてください。

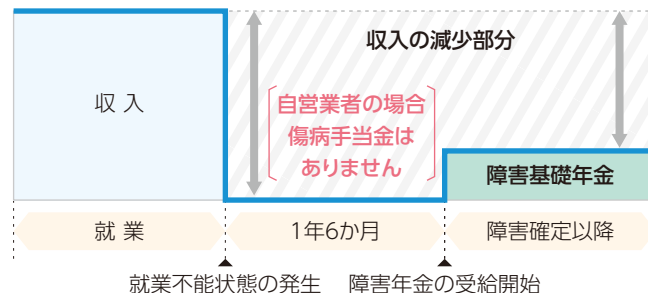
# A

以下が、受給イメージとそれぞれの説明です。

〈会社員・公務員等のイメージ〉



〈自営業者のイメージ〉



### 傷病手当金

健康保険制度等

病気やケガで会社を連続して休んだとき、  
これまでの収入の約3分の2が支給されます。

傷病手当金は、以下の「支給条件」をすべて満たす場合に、  
これまでの収入(日割)\*の約3分の2が休んだ日数に応じて  
支給される生活保障制度です。

支給期間は支給開始日から最長で1年6か月となります(健康  
保険組合等によっては延長給付等がある場合もあります)。  
なお一般的に、国民健康保険の加入者(自営業者等)には傷病  
手当金はありません。

\* 1日当たりの金額は、平均標準報酬月額をもとに算出されます。

#### 支給条件

以下のすべてを満たす必要があります。

- 業務外の事由による病気やケガの療養のための休業であること
- 仕事に就くことができないこと
- 連続する3日間を含み4日以上仕事に就けなかったこと
- 休業した期間について給与の支払いがないこと

### 障害年金

年金制度

所定の障害状態に該当したとき、  
障害の程度に応じた年金が支給されます。

障害年金は、初診日から1年6か月経過後(またはそれ以前に  
症状が固定されたとき)、障害等級(障害基礎年金は1~2級、  
障害厚生年金は1~3級)に該当する状態と認められた場合、  
初診日に加入していた年金制度から障害の程度や家族構成  
等に応じて支給されます。

障害厚生年金は、障害基礎年金に上乗せして、被保険者期間  
の給与に連動した金額(報酬比例の年金額)をもとに障害等  
級によって算出した額が支給されます。なお、障害等級3級の  
場合は、障害基礎年金の支給はありません。

[注] 2020年10月現在の制度にもとづいて概要を記載しています。詳細は、厚生労働省や日本年金機構のホームページ、  
またはご加入の健康保険窓口などでご確認ください。

#### P.11の障害年金受給額(月額)の計算条件等について

- 2020年(令和2年)4月時点の公的年金制度にもとづいて作成しています。
- 障害厚生年金は、厚生年金の加入期間を25年間(2003年(平成15年)3月以前を96か月、同年4月以降を204か月の計300か月)として算出していますが、各年金額は計算上の概算値であり、将来の給付を保証するものではありません。
- 2003年(平成15年)4月以降は総報酬制の適用を受けますが、本表では賞与を年間月収総額の30%とし、平均標準報酬月額から平均標準報酬額を算出し、年金額に反映しています。
- 子とは、18歳年度末を迎えるまで(または障害等級1級・2級に該当する20歳未満)の未婚の子です。また、表中の障害厚生年金の年金額には、一定の要件を満たす配偶者がいる場合の加給年金額(年額約22.4万円)を含んでいます。
- 2015年(平成27年)10月に厚生年金と共済年金が一元化されたことにより、公務員等も厚生年金に加入していますが、同年9月までの共済年金の加入期間を有し、その期間中に傷病について、初めて医師の診療を受けた日(初診日)がある場合には、その加入期間に応じた年金が障害厚生年金に上乗せ支給されるケースがあります。
- 会社員・公務員等の世帯については、障害の原因が公務や通勤災害によらない場合の金額です。
- 表中の各年金額は、それぞれの計算結果の千円未満を切り捨て表示していますので、月額を12倍しても年額と一致しないこともあります。

# ご検討にあたりご注意ください



ご契約の際には「重要事項説明書(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

## 1 悪性新生物に関する不担保期間について

以下主契約・特則には、悪性新生物に関して90日の不担保期間があります。このため、責任開始日からその日を含めて90日を経過する日まで(責任開始期前を含みます。)に悪性新生物に罹患した場合は、次のとおりとします。

主契約・特則	不担保期間のお取扱い
あんしん就業不能保障保険*1 (主契約)	悪性新生物により入院・在宅療養状態に該当した場合でも、 <b>就業不能保険金・5疾病初期入院給付金のお支払いはできません。</b> *2この場合、その後新たに悪性新生物に罹患されても、悪性新生物による <b>就業不能保険金・5疾病初期入院給付金のお支払い*2はできません。</b>
特定疾病保険料払込免除特則	悪性新生物による <b>保険料払込みの免除はできません。</b> この場合、その後新たに悪性新生物に罹患されても、悪性新生物による <b>保険料払込みの免除はできません。</b>

※1 障害・介護保障プラン(保険契約の型がI型)で特定疾病保険料払込免除特則を付加しない場合を除きます。

※2 所定の障害状態、介護が必要な所定の状態による保険金のお支払いには不担保期間のお取扱いはありません。

## 2 保険料払込みの免除について

以下いずれかに該当したとき、将来の保険料のお払込みが免除となります。

- 病気やケガにより、所定の高度障害状態になったとき
- 不慮の事故によるケガで、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害の状態になったとき
- 「特定疾病保険料払込免除特則」を付加した場合で、免除事由に該当したとき(免除事由は [6ページ](#))

<特定疾病保険料払込免除特則について>

● 心疾患・脳血管疾患による保険料払込みの免除事由のうち、所定の手術とは、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術および先進医療\*3に該当する手術をいいます。

● 保険料払込みの免除の対象となる悪性新生物\*4、心疾患\*4、脳血管疾患は、普通保険約款の別表に定めるものとします。

※3 先進医療とは、公的医療保険制度における評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、先進医療の対象となる医療技術ごとに医療機関・適応症が限定されています。療養を受けた時点で、公的医療保険制度の給付対象となっている場合や承認取消等により先進医療でなくなっている場合は、対象となりません。

※4 上皮内新生物や高血圧性心疾患は対象となりません。

なお、就業不能保険金のお支払事由に該当した場合、将来の保険料をお払込みいただく必要はありません。

## 3 就業不能保険金のお支払方法について

就業不能保険金のお支払方法は、月払給付または一時支払のいずれかをお選びいただけます。

お支払方法	説明	ご注意
月払給付	給付金支払期間満了日まで*5、基準給付金月額を毎月お支払いします。	お支払事由に該当した日から保険期間満了日までの期間が最低支払保証期間に満たないときは、最低支払保証期間を通じて基準給付金月額を毎月お支払いします。
一時支払	お支払事由に該当した時点の保険金額を一時金としてお支払いします。	お支払いする保険金額は、月払給付の受取総額の現価に相当する金額となります。このため、お支払いする保険金額は、一般に月払給付の受取総額を下回ります。また、給付金支払期間を保険期間満了日までとした場合等は、最低支払保証期間が適用される期間を除き、保険期間の経過とともにお支払いする保険金額は逡減します。

保険金の一部を一時支払とし、残りを月払給付とすることもできます。

※5 給付金支払期間を年数で定めた場合、就業不能保険金のお支払事由に該当した日を起算日として、その年数を経過する日が保険期間満了日を超えるとときは、保険期間満了日までを給付金支払期間とします。



## 4 就業不能保険金について

- 保険契約の型(I~Ⅲ型)に応じてお支払いの対象が異なります。
- 就業不能保険金のお支払事由に複数該当しても、就業不能保険金は重複してお支払いしません。
- 次のいずれかに該当した場合、ご契約は消滅します。
  - ・月払給付の場合：給付金支払期間中の最後の給付金をお支払いしたとき
  - ・一時支払の場合：保険金をお支払いしたとき
- 就業不能保険金の月払給付を行う場合、給付金支払期間の開始後に被保険者が死亡したときは、給付金の未支払分の現価を一時にお支払いします。

## 5 5疾病初期入院給付金について

- 就業不能保険金のお支払事由に該当した場合は、その日より後に5疾病初期入院給付金のお支払事由に該当しても、5疾病初期入院給付金はお支払いできません。

## 6 この保険の対象となる悪性新生物・心疾患・慢性腎不全について

- 悪性新生物は、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」および「国際疾病分類 腫瘍学第3版(2012年改訂版)」等により悪性新生物に分類されるものをいいます。**上皮内新生物や良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫等は対象となりません。**また、病理組織学的所見により医師によって診断確定される必要があります。ただし、病理組織学的所見が得られない場合は、その他の所見を認めることがあります。
- 心疾患には、**高血圧性心疾患は含まれません。**
- 慢性腎不全は、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」に定める慢性腎臓病のステージ4または5に分類されるものをいいます。

## 7 解約返戻金について

- 解約返戻金の額は、適用保険料率・契約年齢・性別・保険期間・保険料払込期間・経過年月数・保険料の払込年月数などにより異なります。
- この保険には、保険料払込期間中の**解約返戻金はありません。**

●この保険では、契約者貸付、保険料の自動振替貸付はお取り扱いしておりません。

## 8 保険金・給付金のお支払事由等の変更について

- 国民年金法、身体障害者福祉法、公的介護保険制度または公的医療保険制度等の改正が行われたときや、医療技術・医療環境の変化が生じたときは、主務官庁の認可を得て、**保険金のお支払事由または特定疾病保険料払込免除特則による保険料払込みの免除事由を変更することがあります。**その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。

## 9 更新について

- この保険は、保険期間が満了した場合にご契約を更新することはできません。

## 10 死亡保険金について

- この保険には死亡保険金はありません。  
(被保険者の死亡時に解約返戻金があるときは、解約返戻金と同額の返戻金をお支払いします。)

## 11 契約者配当について

- この保険には、契約者配当金はありません。



## 保険金・給付金等を確実にご請求いただくために代理請求人をご指定ください。

保険金・給付金等の受取人(被保険者)が、病気やケガにより保険金・給付金等を請求する意思表示ができない等の場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が、受取人の代理人として保険金・給付金等を請求することができます。

指定代理請求人からのご請求に対して保険金・給付金等をお支払いした場合、その後重複してご請求を受けても保険金・給付金等をお支払いしません。

代理請求により保険金・給付金等をお支払いした場合、被保険者にはその旨をご連絡いたしません。保険金・給付金等のお支払い後に、被保険者(または保険契約者)からご契約内容についてご照会があったときは、保険金・給付金等をお支払いした旨、回答せざるをえないことがあります。このため、被保険者(または保険契約者)に傷病名等を察知される可能性があることをご了承ください。

代理請求人の範囲や、代理請求できる保険金・給付金等の種類等、詳細は「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

## 保険金等の請求のご連絡先

●保険金請求受付専用ダイヤル

 0120-536-338

受付時間 平日 9:00～18:00、土曜9:00～17:00(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

●当社ホームページからもご連絡いただけます。

<https://www.tmn-anshin.co.jp/>

## 生命保険募集人について

生命保険の募集は、保険業法にもとづき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。当社の取扱者/代理店(生命保険募集人)は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。なお、当社の取扱者/代理店である生命保険募集人の身分・権限等に関しまして確認をご要望の場合には、当社カスタマーセンターまでご連絡ください。

## 保険種類をお選びいただく際には、「保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険は「保険種類のご案内」に記載されている**就業不能保障保険**です。「保険種類のご案内」は、当社の取扱者/代理店または営業店にご請求ください。


「重要事項説明書(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」は、ご契約の内容等に関する重要な事項を記載しています。必ずお読みいただき、内容をご確認ご了解のうえ、お申込みください。

取扱者/代理店

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 東京海上日動ビル新館 〒100-0005  
<https://www.tmn-anshin.co.jp/>

<生命保険についてのご相談・お問合せ>  
カスタマーセンター

 0120-016-234

受付時間 平日 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00  
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

本社募資 '20-KL01-021 E76-19990新202011

